

# JP BANK JCB カード会員規定の新旧対照表 (2026年3月31日改定)

掲載日 2026年3月16日

■JP BANK JCB カード会員規定（下線の部分は改定箇所）

現行規定	改定案
<p>第4条の2 WEBサービス等</p> <p>1. 両社が本規定に基づき提供するサービスの一部には、両社所定のWEBサービスである「My JCB」及び両社所定のオンライン本人認証サービス（インターネット等によるオンライン取引等に際し、パスワードの入力その他両社所定の方法による本人認証を行うサービスをいいます。）である「J/Secure (TM)」(以下これらを総称して「My JCB等」といいます。)を用いたサービスが含まれ、原則として<u>全ての</u>会員は、My JCB等に利用登録されるものとします。ただし、パソコン<u>及び</u>スマートフォン等をいずれも保有しないなどインターネットを使用できる環境にない会員は、My JCB等を利用する必要はありません。</p> <p>2～7 (略)</p>	<p>第4条の2 WEBサービス等</p> <p>1. 両社が本規定に基づき提供するサービスの一部には、両社所定のWEBサービスである「My JCB」及び両社所定のオンライン本人認証サービス（インターネット等によるオンライン取引等に際し、パスワードの入力その他両社所定の方法による本人認証を行うサービスをいいます。）である「J/Secure (TM)」(以下これらを総称して「My JCB等」といいます。)を用いたサービスが含まれ、原則として<u>すべての</u>会員は、My JCB等に利用登録されるものとします。ただし、パソコン、<u>スマートフォン</u>等をいずれも保有しないなどインターネットを使用できる環境にない会員は、My JCB等を利用する必要はありません。</p> <p>2～7 (同左)</p>
<p>第5条 (付帯サービス等)</p> <p>1. 会員は、第3章に明示的に列挙される機能・サービスとは別に、当行、JCB又はサービス提供会社（当行又はJCBが提携する第三者をいいます。以下同じとします。）が提供するカード付帯サービス及び特典（以下「付帯サービス」といいます。）を利用することができます。会員が利用できる付帯サービス及びその内容については、当行が書面その他の方法により通知又は公表します。</p> <p>2～4 (略)</p>	<p>第5条 (付帯サービス等)</p> <p>1. 会員は、第3章 <u>(ショッピング利用、金融サービス)</u>に明示的に列挙される機能・サービスとは別に、当行、JCB又はサービス提供会社（当行又はJCBが提携する第三者をいいます。以下同じとします。）が提供するカード付帯サービス及び特典（以下「付帯サービス」といいます。）を利用することができます。会員が利用できる付帯サービス及びその内容については、当行が書面その他の方法により通知又は公表します。</p> <p>2～4 (同左)</p>
<p>第8条 (年会費)</p> <p>1. 本会員は、有効期限月の3か月後の月の第33条に定める約定支払日（ただし、入会後最初の年会費については、有効期限月の翌月の約定支払日）に当行に対し、当行が通知又は公表する年会費（家族会員の有無・人数によって異なります。）を毎年支払うものとします。ただし、年会費が当該約定支払日に支払われなかった場合には、翌月以降の約定支払日に請求されることがあります。なお、当行又はJCBの責に帰すべき事由によらない退会又は会員資格を喪失した場合、すでにお支払い済みの年会費はお返ししません。</p> <p>2 (略)</p>	<p>第8条 (年会費)</p> <p>1. 本会員は、有効期限月の3か月後の月の第33条に定める約定支払日（ただし、入会後最初の年会費については、有効期限月の翌月の約定支払日）に当行に対し、当行が通知又は公表する年会費（家族会員の有無・人数によって異なります。）を毎年支払うものとします。ただし、年会費が当該約定支払日に支払われなかった場合には、翌月以降の約定支払日に請求されることがあります。なお、当行又はJCBの責に帰すべき事由によらない<u>で退会した場合</u>又は会員資格を喪失した場合、すでにお支払い済みの年会費はお返ししません。</p> <p>2 (同左)</p>
<p>第9条 (届出事項の変更)</p> <p>1. 会員が両社に届け出た氏名、住所、電話番号、勤務先、職業、カードの利用目的、お支払い口座（第33条第1項に定めるものをいいます。）、暗証番号、家族会員、国籍、在留情報（会員が外国人である場合の在留資格、在留期間（出入国管理及び難民認定法に基づく在留期間をいいます。以下同じとします。）等をいいます。）、Eメールアドレス等（以下「届出事項」といいます。）について変更があった場合には、両社所定の方法により遅滞なく両社に届け出なければなりません。また、両社が会員に対して、会員の届出内容（変更に関する内容を含みます。）を証する資料の提出を求めた場合には、会員はこれを提出しなければなりません。</p> <p>2～3 (略)</p>	<p>第9条 (届出事項の変更)</p> <p>1. 会員が両社に届け出た氏名、住所、電話番号、勤務先、職業、カードの利用目的、お支払い口座（第33条第1項に定めるものをいいます。）、暗証番号、家族会員、国籍、在留情報（会員が外国人である場合の在留資格、在留期間（出入国管理及び難民認定法に基づく在留期間をいいます。以下同じとします。）等をいいます。）、Eメールアドレス等（以下 <u>これらを総称して</u>「届出事項」といいます。）について変更があった場合には、両社所定の方法により遅滞なく両社に届け出なければなりません。また、両社が会員に対して、会員の届出内容（変更に関する内容を含みます。）を証する資料の提出を求めた場合には、会員はこれを提出しなければなりません。</p> <p>2～3 (同左)</p>
<p>第13条 (個人情報の収集、保有、利用、預託)</p> <p>1. 会員等は、両社が会員等の個人情報につき必要な保護措置を行ったうえで以下のとおり取り扱うことに同意します。</p> <p>(1) 本契約（本申込みを含みます。以下同じとします。）を含む当行<u>又は</u>JCB <u>若しくは</u>両社との取引に関する与信判断（JCBにおける第36条第1項の委託に基づく連帯保証を行うか否かの審査を含みます。）及び与信後の管理のために、以下の①から⑪までの個人情報を収集、利用すること。</p> <p>①～⑪ (略)</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>(4) 本規定に基づく <u>クレジット</u>カード利用により当行に対して負担する債務について、本会員が当行の指定する保証会社（以下「保証会社」と</p>	<p>第13条 (個人情報の収集、保有、利用、預託)</p> <p>1. 会員等は、両社が会員等の個人情報につき必要な保護措置を行ったうえで以下のとおり取り扱うことに同意します。</p> <p>(1) 本契約（本申込みを含みます。以下同じとします。）を含む当行 <u>若しくは</u>JCB <u>又は</u>両社との取引に関する与信判断（JCBにおける第36条第1項の委託に基づく連帯保証を行うか否かの審査を含みます。）及び与信後の管理のために、以下の①から⑪までの個人情報を収集、利用すること。</p> <p>①～⑪ (同左)</p> <p>(2)～(3) (同左)</p> <p>(4) 本規定に基づくカード利用により当行に対して負担する債務について、本会員が当行の指定する保証会社（以下「保証会社」といいます。）</p>

**JP BANK JCB カード会員規定の新旧対照表**  
(2026年3月31日改定)

現行規定	改定案
<p>います。) に対し保証を委託した場合に、本項(1)①から⑪までの個人情報</p> <p>を当該保証会社に預託すること。</p> <p>(5) 割賦販売法等に基づき第三者によるカード番号の不正利用の防止を図る業務を行うため、インターネット等によるオンライン取引等の通信手段を用いた非対面取引で、オンライン取引情報とデバイス情報に含まれる本項(1)⑩及び⑪の個人情報を使用して本人認証を行うこと。なお、当該分析の結果、当該非対面取引が第三者によるカード番号の不正利用である可能性が相対的に高いと判断された取引については、当行は会員らの財産の保護を図るため、追加の本人確認手続きを求めたり、当該非対面取引におけるショッピング利用を拒絶したりする場合があります。両社は当該業務のために、本項(1)⑩及び⑪の個人情報を不正検知サービスを運営する事業者へ提供し、当該事業者から分析結果を受領します。また当該事業者は、会員によるオンライン取引完了後も当該個人情報を個人が直接特定できないような形式に置き換えたうえで一定期間保管し、当該事業者内において、当該事業者が提携する両社以外の組織向けの不正検知サービスにおける分析のためにも当該情報を使用します。詳細については、<u>JCB</u>のホームページ内の<u>J/Secure(TM)</u>サービスに関する案内にて確認できます。</p> <p>(6) 会員等は、本項(1)①から③までの個人情報を、日本郵政グループ・プライバシーポリシー及びゆうちょ銀行プライバシーポリシーに基づき、日本郵政グループ各社で次の目的のために利用することに同意します。本号に基づく利用に<u>係わる</u>個人情報の管理について、責任を有する者は日本郵政株式会社となります。なお、日本郵政グループ各社の範囲その他詳細についてはインターネットの日本郵政株式会社ホームページ又はゆうちょ銀行ホームページ「日本郵政グループにおけるお客さまの個人データの共同利用について」をご確認ください。</p> <p>①～③ (略)</p> <p>2～3 (略)</p>	<p>に対し保証を委託した場合に、本項(1)①から⑪までの個人情報を当該保証会社に預託すること。</p> <p>(5) 割賦販売法等に基づき第三者によるカード番号の不正利用の防止を図る業務を行うため、インターネット等によるオンライン取引等の通信手段を用いた非対面取引で、オンライン取引情報とデバイス情報に含まれる本項(1)⑩及び⑪の個人情報を使用して本人認証を行うこと。なお、当該分析の結果、当該非対面取引が第三者によるカード番号の不正利用である可能性が相対的に高いと判断された取引については、当行は会員らの財産の保護を図るため、追加の本人確認手続きを求めたり、当該非対面取引におけるショッピング利用を拒絶したりする場合があります。両社は当該業務のために、本項(1)⑩及び⑪の個人情報を不正検知サービスを運営する事業者へ提供し、当該事業者から分析結果を受領します。また当該事業者は、会員によるオンライン取引完了後も当該個人情報を個人が直接特定できないような形式に置き換えたうえで一定期間保管し、当該事業者内において、当該事業者が提携する両社以外の組織向けの不正検知サービスにおける分析のためにも当該情報を使用します。詳細については、<u>JCB</u>のホームページ内の<u>J/Secure(TM)</u>サービスに関する案内にて確認できます。</p> <p>(6) 会員等は、本項(1)①から③までの個人情報を、日本郵政グループ・プライバシーポリシー及びゆうちょ銀行プライバシーポリシーに基づき、日本郵政グループ各社で次の目的のために利用することに同意します。本号に基づく利用に<u>係る</u>個人情報の管理について、責任を有する者は日本郵政株式会社となります。なお、日本郵政グループ各社の範囲その他詳細についてはインターネットの日本郵政株式会社ホームページ又はゆうちょ銀行ホームページ「日本郵政グループにおけるお客さまの個人データの共同利用について」をご確認ください。</p> <p>①～③ (同左)</p> <p>2～3 (同左)</p>
<p>第14条 (個人信用情報機関の利用及び登録)</p> <p>1. 本会員及び本会員として入会を申し込まれた方(以下総称して「本会員等」といいます。)は、当行又はJCBが利用・登録する個人信用情報機関(個人の支払能力に関する情報の収集及び当該機関に加入する貸金業者その他与信事業者等・包括信用購入あっせん業者(以下「<u>加盟会員</u>」といいます。))に対する当該情報の提供を業とする者。)について以下の<u>とおり</u>同意します。</p> <p>(1) 両社が<u>自己の与信取引上の判断(返済能力又は転居先の調査をいいます。ただし、割賦販売法及び貸金業法により、返済能力に関する情報については返済能力の調査の目的に限り、)</u>のためにそれぞれが加盟する個人信用情報機関(以下「<u>加盟個人信用情報機関</u>」といいます。))及び当該機関と提携する個人信用情報機関(以下「<u>提携個人信用情報機関</u>」といいます。))に<u>照会</u>し、本会員等の個人情報(官報等において公開されている情報、当該各機関によって登録された情報に関し本人から苦情を受け調査中である旨の情報、及び本人確認資料の紛失・盗難等に係る本人から申告された情報など、<u>加盟個人信用情報機関及び提携個人信用情報機関のそれぞれが独自に収集・登録した情報を含みます。以下本条において同じとします。)</u>が登録されている場合はこれを利用すること。</p> <p>(2) <u>加盟個人信用情報機関に、本会員等の本契約に関する客観的な取引事実に基づく個人情報及び当該機関が独自に収集した情報が本規定末尾の「登録情報及び登録期間」表に定める期間登録されることで、当該機関及び提携個人信用情報機関の加盟会員に、これらの登録に係る情報が提供され、自己の与信取引上の判断(本会員等の支払能力の調査又は転居先の調査をいいます。ただし、割賦販売法及び貸金業法により、支払</u></p>	<p>第14条 (個人信用情報機関が保有する信用情報の利用及び個人信用情報機関への信用情報の提供等)</p> <p>1. 本会員及び本会員として入会を申し込まれた方(以下総称して「本会員等」といいます。)は、当行又はJCBが利用・登録する個人信用情報機関(個人の支払能力・<u>返済能力</u>に関する情報の収集及び当該機関に加入する<u>金融機関</u>・貸金業者その他与信事業者等・包括信用購入あっせん業者(以下「<u>加盟事業者</u>」といいます。))に対する当該情報の提供を業とする者<u>を</u>いいます。<u>以下同じとします。)</u>が保有する信用情報の利用及び個人信用情報機関への信用情報の提供等について以下の<u>こと</u>に同意します。</p> <p>(1) 両社が<u>本会員等の本人を特定するための情報(氏名、生年月日、電話番号、本人確認書類の記号番号等、住所等)を、両社がそれぞれ加盟する個人信用情報機関(以下「加盟個人信用情報機関」といいます。))及び当該機関と提携する個人信用情報機関(以下「提携個人信用情報機関」といいます。))に提供し、本会員等に関する信用情報((4)①に定める情報をいいます。以下同じとします。)</u>をこれらの個人信用情報機関に<u>照会</u>すること。</p> <p>(2) <u>(1)の照会により、これらの個人信用情報機関に本会員等及び本会員等の配偶者の信用情報が登録されている場合は、当該信用情報の提供を受け、本会員等の支払能力・返済能力の調査のために利用すること。</u></p>

**JP BANK JCB カード会員規定の新旧対照表**  
(2026年3月31日改定)

現行規定	改定案
<p><u>能力に関する情報については支払能力の調査の目的に限ります。</u>のため利用されること。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(3) 前号により加盟個人信用情報機関に登録されている個人情報について、個人情報の正確性及び最新性の維持、苦情処理、<u>加盟会員</u>に対する規制遵守状況のモニタリング等加盟個人信用情報機関における個人情報の保護と適正な利用確保のために必要な範囲において、加盟個人信用情報機関及び当該機関の<u>加盟会員</u>が個人情報を相互に提供し、利用すること。</p> <p>2. 加盟個人信用情報機関及び提携個人信用情報機関は、本規定末尾に記載の個人信用情報機関とします。<u>各機関の加盟資格、加盟会員名等は各機関のホームページに掲載されております。</u>なお、当行又はJCBが新たに個人信用情報機関に加盟する場合は、書面その他の方法により通知のうえ同意を得るものとします。</p>	<p><u>(3) 両社が本会員等の本契約に関する信用情報である個人情報（本規定末尾の「登録情報及び登録期間」表（以下「登録情報・期間表」といいます。）に列挙する情報等をいいます。）を、加盟個人信用情報機関に提供すること。なお、当該個人情報は、加盟個人信用情報機関に登録され、同表に定める期間保存されて、(4)に定めるとおり利用されます。</u></p> <p><u>(4) 加盟個人信用情報機関が、当該機関及び提携個人信用情報機関の加盟事業者による取引上の判断のために、保有する信用情報を以下のとおり利用すること及び加盟事業者に提供すること。</u></p> <p><u>① 加盟個人信用情報機関は下記の信用情報（登録情報・期間表に列挙される情報を含みます。）を保有します。</u></p> <p><u>ア. (3)により、両社を含め、加盟事業者から提供を受けた情報</u> <u>イ. 加盟個人信用情報機関が収集した上記ア以外の情報</u> <u>ウ. 加盟個人信用情報機関が、保有する信用情報に分析等の処理を行い算出した数値等の情報及びその関連情報</u></p> <p><u>② 加盟個人信用情報機関は、保有する①の信用情報を以下の目的で利用します。</u></p> <p><u>ア. 信用情報の確認、調査、名寄せ・合算、その他自己の業務を適切に実施するための処理</u> <u>イ. 信用情報の分析等の処理及びそれに基づく数値等の情報の算出</u> <u>ウ. ③に基づく信用情報の提供</u></p> <p><u>③ 加盟個人信用情報機関は、①の信用情報を加盟事業者に提供します。また、加盟個人信用情報機関は、①の信用情報の一部を提携個人信用情報機関を通じて、その加盟事業者に提供します。加盟事業者は、自己の与信取引上の判断（顧客及び顧客の配偶者の支払能力・返済能力の調査又は転居先の調査をいいます。ただし、割賦販売法又は貸金業法に基づき加盟事業者が個人信用情報機関から提供を受ける情報については、支払能力・返済能力の調査の目的に限ります。）のために利用します。</u></p> <p>(5) 前号により加盟個人信用情報機関に登録されている個人情報について、個人情報の正確性及び最新性の維持、苦情処理、<u>加盟事業者</u>に対する規制遵守状況のモニタリング等加盟個人信用情報機関における個人情報の保護と適正な利用確保のために必要な範囲において、加盟個人信用情報機関及び当該機関の<u>加盟事業者</u>が個人情報を相互に提供し、利用すること。</p> <p>2. 加盟個人信用情報機関及び提携個人信用情報機関は、本規定末尾に記載の個人信用情報機関とします。なお、当行又はJCBが新たに個人信用情報機関に加盟する場合は、書面その他の方法により通知のうえ同意を得るものとします。</p>
<p>第22条（ショッピングの利用）</p> <p>1～9 （略）</p> <p>10. 貴金属、金券類、プリペイドカード等の前払式支払手段、現金類似物・現金等価物（疑似通貨、回数券等を含みますが、これらに限られません。）、パソコン等の一部の商品の購入、<u>電子マネーの入金等</u>については、第20条第1項に定める金額の範囲内であったとしても、会員のショッピング利用が制限され、カードを利用できない場合があります。</p>	<p>第22条（ショッピングの利用）</p> <p>1～9 （同左）</p> <p>10. 貴金属、金券類、プリペイドカード等の前払式支払手段、現金類似物・現金等価物（疑似通貨、<u>電子マネー</u>、回数券等を含みますが、これらに限られません。）、パソコン、<u>射幸性のある商品等</u>、<u>その他当行所定</u>の一部の商品・<u>権利の購入及び役務の提供</u>については、第20条第1項に定める金額の範囲内であったとしても、<u>本会員の信用状況又は会員のカード利用状況その他の事情により</u>、会員のショッピング利用が制限され、カードを利用できない場合があります。<u>この場合、他の加盟店においてはショッピング利用できる場合であっても、上記のショッピング利用についてのみ制限を受ける場合があることについて、会員は承諾するものとします。</u></p>
<p>第32条（CD・ATMでの利用）</p> <p>会員は、当行又はJCBと提携する金融機関等のCD・ATMで以下の取引を行うことができます。その場合、会員は当行に対し、当行所定の金</p>	<p>第32条（CD・ATMでの利用）</p> <p>会員は、当行又はJCBと提携する金融機関等のCD・ATMで以下の取引を行うことができます。その場合、会員は当行に対し、<u>(1)(2)におい</u></p>

**JP BANK JCB カード会員規定の新旧対照表**  
(2026年3月31日改定)

現行規定	改定案
<p>融機関利用料（本規定末尾に記載の「キャッシングサービスのご案内」に定めるものをいいます。）を支払うものとします。ただし、当該金融機関の利用手数料の徴収を開始するときは、事前に当行から通知します。なお、CD・ATMの機種や設置地域、店舗等により、利用できない取引があり、また、CD・ATMの設置店舗の営業時間やシステム保守等により、利用できない時間帯があります。</p> <p>(1)～(3) (略)</p>	<p><u>ては</u>当行所定の金融機関利用料（本規定末尾に記載の「キャッシングサービスのご案内」<u>及び&lt;線上返済方法&gt;に定めるものをいいます。）を、(3)においては当行所定の金融機関利用料（本規定末尾に記載の&lt;線上返済方法&gt;に定めるものをいいます。）を支払うものとします。ただし、当該金融機関の利用手数料の徴収を開始するときは、事前に当行から通知します。なお、CD・ATMの機種や設置地域、店舗等により、利用できない取引があり、また、CD・ATMの設置店舗の営業時間やシステム保守等により、利用できない時間帯があります。</u></p> <p>(1)～(3) (同左)</p>
<p>第33条（約定支払日と自動払込み）</p> <p>1. 毎月10日（当日が金融機関等休業日の場合は翌営業日）を約定支払日とし、本会員はショッピング利用代金の支払区分及び金融サービスごとに定められた該当する約定支払日に支払うべき金額（以下「約定支払額」といいます。）を、予め本会員が届け出た当行の通常貯金（本会員名義に限り、以下「お支払い口座」といいます。）から自動払込みの方法により支払うものとします。ただし、事務上の都合により当該約定支払日以降の約定支払日にお支払いいただくことや、当行が特に指定した場合には、当行所定の口座に振り込む方法によりお支払いいただくこともあります。なお、約定支払日に自動払込みができなかった場合には、当該約定支払日以降、約定支払額の全額又は一部につき、当行所定の方法による自動払込みがなされることがあります。</p> <p>2～6 (略)</p> <p>7. 第4項から前項までの換算レート及び換算方法は、原則として、JCB指定金融機関等が指定した為替相場を基準に<u>JCBが定めるものとし</u>、別途公表します。なお、一部の航空会社その他の加盟店におけるカード利用の場合には、当該加盟店の都合により一旦異なる通貨に換算されたうえ、JCBが定める換算レート及び換算方法により円換算することがあります。</p> <p>8～9 (略)</p>	<p>第33条（約定支払日と自動払込み）</p> <p>1. 毎月10日（当日が金融機関等休業日の場合は翌営業日）を約定支払日とし、本会員はショッピング利用代金の支払区分及び金融サービスごとに定められた該当する約定支払日に支払うべき金額（以下「約定支払額」といいます。）を、予め本会員が届け出た当行の通常貯金（本会員名義に限り、以下「お支払い口座」といいます。）から自動払込みの方法により支払うものとします。ただし、事務上の都合により当該約定支払日以降の約定支払日<u>等</u>にお支払いいただくことや、当行が特に指定した場合には、当行所定の口座に振り込む方法によりお支払いいただくこともあります。なお、約定支払日に自動払込みができなかった場合<u>又は事務上の都合がある場合</u>には、当該約定支払日以降の<u>日に</u>、約定支払額の全額又は一部につき、当行所定の方法による自動払込みがなされることがあります。</p> <p>2～6 (同左)</p> <p>7. 第4項から前項までの換算レート及び換算方法は、原則として、JCB指定金融機関等が指定した為替相場を基準に<u>当行が指定した料率（当行が別途公表します。）を加算したものとします。</u>なお、一部の航空会社その他の加盟店におけるカード利用の場合には、当該加盟店の都合により一旦異なる通貨に換算されたうえ、JCBが定める換算レート及び換算方法により円換算することがあります。</p> <p>8～9 (同左)</p>
<p>第34条（明細）</p> <p>1 (略)</p> <p>2. 当行は、本会員が標準期間満了日の当月19日までに「MyJチェック」に登録していない場合には、前項に代えて、明細書（明細を画面化したものをいいます。以下同じとします。）を本会員の届出住所宛に送付します。また、当行は本会員が明細書の発行を希望し、当行がこれを認める場合には、前項に加えて、明細書を本会員の届出住所宛に送付します。なお、年会費のみの支払いの場合等、カードの種類によっては明細書の送付を行わない場合があります。当行が本会員に明細書を送付した場合、本会員は当行に対し明細書の発行及び送付に係る明細手数料（以下「明細手数料」といいます。）として当行が定める額を標準期間満了日の翌々月10日に（<u>ただし</u>、当行所定の事由に該当した場合には、その翌月以降に繰り延べられる場合があります。）支払うものとします。ただし、当行が公表する事由に該当する場合には、本会員は明細手数料の支払義務を負わないものとします。なお、当行は本会員が明細手数料の支払義務を負わない事由を変更する場合がありますが、その場合には事前に公表又は通知します。</p> <p>3～5 (略)</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>第34条（明細）</p> <p>1 (同左)</p> <p>2. 当行は、本会員が標準期間満了日の当月19日までに「MyJチェック」に登録していない場合には、前項に代えて、明細書（明細を画面化したものをいいます。以下同じとします。）を本会員の届出住所宛に送付します。また、当行は本会員が明細書の発行を希望し、当行がこれを認める場合には、前項に加えて、明細書を本会員の届出住所宛に送付します。なお、年会費のみの支払いの場合等、カードの種類によっては明細書の送付を行わない場合があります。当行が本会員に明細書を送付した場合、本会員は当行に対し明細書の発行及び送付に係る明細手数料（以下「明細手数料」といいます。）として当行が定める額を標準期間満了日の翌々月10日に（<u>も</u>）<u>つとも</u>、当行所定の事由に該当した場合には、その翌月以降に繰り延べられる場合があります。）支払うものとします。ただし、当行が公表する事由に該当する場合には、本会員は明細手数料の支払義務を負わないものとします。なお、当行は本会員が明細手数料の支払義務を負わない事由を変更する場合がありますが、その場合には事前に公表又は通知します。</p> <p>3～5 (同左)</p> <p><u>6. 当行は本会員又は本会員であった者（本項において「再発行希望者」といいます。）が明細書の再発行（当行が過去に第1項に基づき明細を通知し、又は第2項等に基づき明細書を送付したのについて、同一の明細に係る明細書を再度発行することをいいます。以下同じとします。）を希望し、当行がこれを認める場合には、当行所定の方法により、再発行希望者に対して明細書を送付します。当行が再発行希望者に再発行した明細書を送付する場合、再発行希望者は当行に対し、明細書の再発行及び送付に係る手数料として当行が定める額を当行が定める時期までに支払うものとします。この場合、第2項ただし書は準用されません。また、本項の規定</u></p>

**JP BANK JCB カード会員規定の新旧対照表**  
(2026年3月31日改定)

現行規定	改定案
	<u>は会員が退会し、又は会員資格を喪失した後も有効とします。</u>
<p>第40条の2（取引の制限等）</p> <p>当行は、以下の各号のいずれかに該当する場合、当行が必要と判断する期間、会員のカード利用（ショッピング利用、キャッシング1回払い、海外キャッシング1回払い及びキャッシングリボ払いの利用を含みますが、それらに限られません。以下同じとします。）を停止し、又は制限する場合があります。なお、(1)の理由によりカード利用を停止又は制限する場合、本会員のその後の支払状況にかかわらず、当行が定める一定期間、当該停止又は制限を継続する場合があります。</p> <p>(1)～(6) （略）</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>第40条の2（取引の制限等）</p> <p>当行は、以下の各号のいずれかに該当する場合、当行が必要と判断する期間、会員のカード利用（ショッピング利用、キャッシング1回払い、海外キャッシング1回払い及びキャッシングリボ払いの利用を含みますが、それらに限られません。以下同じとします。）を停止し、又は制限する（<u>一部の加盟店においてのみカード利用できない場合を含みます。</u>）場合があります。なお、(1)の理由によりカード利用を停止又は制限する場合、本会員のその後の支払状況にかかわらず、当行が定める一定期間、当該停止又は制限を継続する場合があります。</p> <p>(1)～(6) （同左）</p> <p><u>(7) 第22条第10項に該当した場合</u></p>
<p>第47条（費用の負担）</p> <p>本会員は、金融機関等にて振込により支払う場合の金融機関等所定の振込手数料その他本規定に基づく債務の支払に際して発生する各種取扱手数料、本規定に基づく費用・手数料等に課される消費税その他の公租公課、及び当行が債権の保全実行のために要した費用を負担するものとします。</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>第47条（費用の負担）</p> <p><u>1. 本会員は、金融機関等にて振込により支払う場合の金融機関等所定の振込手数料その他本規定に基づく債務の支払に際して発生する各種取扱手数料、本規定に基づく費用・手数料等に課される消費税その他の公租公課、及び当行が債権の保全実行のために要した費用を負担するものとします。</u></p> <p><u>2. 本会員が約定支払日に約定支払額を支払わなかった場合には、当行と本会員との間の精算のために当行に追加的に生じる事務に要する費用（再振替費用、事務処理費用、通信費等）の一部として、当行又はJCBが公表する金額を会員は負担するものとし、本会員は当行の請求に基づき、当該金額を第33条に定める方法により当行に対して支払うものとします。</u></p>
<p><u>2025年2月28日改定</u></p> <p>※本規定又は本規定に付随する規定若しくは特約等の各条項に記載の法令は、当該条項の適用時点における最新の法令を指すものとします（改正により法令の名称、条文番号等に変更があった場合には、合理的に読み替えるものとします。）。</p>	<p><u>2026年3月31日改定</u></p> <p>※本規定又は本規定に付随する規定若しくは特約等の各条項に記載の法令は、当該条項の適用時点における最新の法令を指すものとします（改正により法令の名称、条文番号等に変更があった場合には、合理的に読み替えるものとします。）。</p>
<p>【ご相談窓口】</p> <p>1～2 （略）</p> <p>3. 個人情報の開示・訂正・削除等の会員の個人情報に関するお問い合わせ（ただし、個人情報の共同利用に関するお問い合わせについては項番5に従うものとします。）、本規定についてのお問い合わせ・ご相談及び支払停止の抗弁に関する書面については、下記までお問い合わせください。</p> <p>【JP BANK カードデスク】</p> <p>0120-051-088</p> <p>※ 携帯電話、自動車電話、衛星電話からのお問い合わせは、0570-064-108</p> <p>4（略）</p> <p>5. JCB及びJCBカード取引システムに参加するJCBの提携会社が共同利用する個人情報に関する各種お問い合わせについては下記にご連絡ください。</p> <p>【株式会社ジェーシービー お客様相談室】</p> <p>〒107-8686 東京都港区南青山5-1-22 青山ライズスクエア</p>	<p>【ご相談窓口】</p> <p>1～2 （同左）</p> <p>3. 個人情報の開示・訂正・削除等の会員の個人情報に関するお問い合わせ（ただし、個人情報の共同利用に関するお問い合わせについては項番5に従うものとします。）、本規定についてのお問い合わせ・ご相談及び支払停止の抗弁に関する書面については、下記までお問い合わせください。<u>なお、当社及びJCBでは、個人情報保護の徹底を推進する管理責任者を設置しております。</u></p> <p>【JP BANK カードデスク】</p> <p>0120-051-088</p> <p>※ 携帯電話、自動車電話、衛星電話からのお問い合わせは、0570-064-108</p> <p>4（同左）</p> <p>5. JCB及びJCBカード取引システムに参加するJCBの提携会社が共同利用する個人情報に関する各種お問い合わせについては下記にご連絡ください。</p> <p>【株式会社ジェーシービー お客様相談室】</p> <p>〒107-8686 東京都港区南青山5-1-22 青山ライズスクエア</p> <p><u>【共同利用会社】</u></p> <p><u>本規定に定める共同利用会社は以下のとおりです。</u></p> <p><u>○株式会社JCBトラベル</u></p> <p><u>〒171-0033 東京都豊島区高田3-13-2 高田馬場TSビル</u></p> <p><u>利用目的：旅行サービス、航空券・ゴルフ場等リザーベーションサービス、株式会社JCBトラベルが運営する「J-Basketサービス」等の提供</u></p> <p><u>○株式会社ジェーシービー・サービス</u></p> <p><u>〒107-0062 東京都港区南青山5-1-20 青山ライズフォート</u></p> <p><u>利用目的：保険サービス等の提供</u></p>
6（略）	6（同左）

## JP BANK JCB カード会員規定の新旧対照表 (2026年3月31日改定)

現行規定	改定案																																																
<p>&lt;加盟個人信用情報機関等&gt; 本規定に定める加盟個人信用情報機関及び提携個人信用情報機関は以下のとおりです。</p> <p>●株式会社シー・アイ・シー（C I C）（貸金業法・割賦販売法に基づく指定信用情報機関） <a href="http://www.cic.co.jp/">〒160-8375 東京都新宿区西新宿1-23-7 新宿ファーストウエスト15階</a> 電話番号 <a href="tel:0120-810-414">0120-810-414</a> <a href="https://www.cic.co.jp/">https://www.cic.co.jp/</a></p> <p>●全国銀行個人信用情報センター 電話番号 03-3214-5020 <a href="https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/">https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/</a></p> <p>●株式会社日本信用情報機構（J I C C）（貸金業法に基づく指定信用情報機関） <a href="http://www.jicc.co.jp/">〒110-0014 東京都台東区北上野1-10-14 住友不動産上野ビル5号館</a> 電話番号 0570-055-955 <a href="https://www.jicc.co.jp/">https://www.jicc.co.jp/</a></p> <p>※ 各個人信用情報機関の加盟資格、加盟<b>会員</b>企業名、登録される情報項目等の詳細は上記の各社開設のホームページをご覧ください。</p> <p>●登録情報及び登録期間</p>	<p>&lt;加盟個人信用情報機関等&gt; 本規定に定める加盟個人信用情報機関及び提携個人信用情報機関は以下のとおりです。</p> <p>●株式会社シー・アイ・シー（C I C）（貸金業法・割賦販売法に基づく指定信用情報機関） 電話番号 <a href="tel:0570-666-414">0570-666-414</a> <a href="https://www.cic.co.jp/">https://www.cic.co.jp/</a></p> <p>●全国銀行個人信用情報センター 電話番号 03-3214-5020 <a href="https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/">https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/</a></p> <p>●株式会社日本信用情報機構（J I C C）（貸金業法に基づく指定信用情報機関） 電話番号 0570-055-955 <a href="https://www.jicc.co.jp/">https://www.jicc.co.jp/</a></p> <p>※ 各個人信用情報機関の加盟資格、加盟<b>事業者</b>企業名、登録される情報項目等の詳細は上記の各社開設のホームページをご覧ください。</p> <p>●登録情報及び登録期間</p>																																																
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;"></th> <th style="width: 20%;">C I C</th> <th style="width: 20%;">全国銀行個人信用情報センター</th> <th style="width: 20%;">J I C C</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、運転免許証等の番号、本人確認書類の記号番号等の本人情報</td> <td colspan="3">左記②から⑥までのいずれかの情報が登録されている期間</td> </tr> <tr> <td>②加盟個人信用情報機関を利用した日及び本規定に係る申込みの事実</td> <td>当該利用日から6か月間</td> <td>当該利用日から1年を超えない期間</td> <td>当該利用日から6か月以内</td> </tr> <tr> <td>③入会年月日、利用可能枠、貸付残高、割賦残高、年間請求予定額等の本規定の内容及び債務の支払いを延滞した事実、完済等のその返済状況</td> <td>契約期間中及び契約終了日（完済していない場合は完済日）から5年以内</td> <td>契約期間中及び契約終了日（完済していない場合は完済日）から5年を超えない期間</td> <td>契約継続中及び契約終了日（完済していない場合は完済日）から5年以内</td> </tr> <tr> <td>④官報において公開されている情報</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td>破産手続開始決定等を受けた日から7年を超えない期間</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td>⑤登録情報に関する苦情を受け、調査中で</td> <td colspan="3">当該調査中の期間</td> </tr> </tbody> </table>		C I C	全国銀行個人信用情報センター	J I C C	①氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、運転免許証等の番号、本人確認書類の記号番号等の本人情報	左記②から⑥までのいずれかの情報が登録されている期間			②加盟個人信用情報機関を利用した日及び本規定に係る申込みの事実	当該利用日から6か月間	当該利用日から1年を超えない期間	当該利用日から6か月以内	③入会年月日、利用可能枠、貸付残高、割賦残高、年間請求予定額等の本規定の内容及び債務の支払いを延滞した事実、完済等のその返済状況	契約期間中及び契約終了日（完済していない場合は完済日）から5年以内	契約期間中及び契約終了日（完済していない場合は完済日）から5年を超えない期間	契約継続中及び契約終了日（完済していない場合は完済日）から5年以内	④官報において公開されている情報	—	破産手続開始決定等を受けた日から7年を超えない期間	—	⑤登録情報に関する苦情を受け、調査中で	当該調査中の期間			<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;"></th> <th style="width: 20%;">C I C</th> <th style="width: 20%;">全国銀行個人信用情報センター</th> <th style="width: 20%;">J I C C</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①本人を特定するための情報（氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先、本人確認書類の記号番号等）</td> <td colspan="3">左記②から⑥までのいずれかの情報が登録されている期間</td> </tr> <tr> <td>②本契約の申込みに係る事実（加盟個人信用情報機関への照会日、契約の種類等）</td> <td>当該照会日から6か月間</td> <td>当該照会日から1年を超えない期間</td> <td>当該照会日から6か月以内</td> </tr> <tr> <td>③本契約に係る事実（入会年月日、利用可能枠、貸付残高、割賦残高、年間請求予定額等の本契約の内容及び支払い状況を延滞した事実等）</td> <td>契約期間中及び契約終了日（完済していない場合は完済日）から5年以内</td> <td>契約期間中及び契約終了日（完済していない場合は完済日）から5年を超えない期間</td> <td>契約継続中及び契約終了日（完済していない場合は完済日）から5年以内</td> </tr> <tr> <td>④官報において公開されている情報</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td>破産手続開始決定等を受けた日から7年を超えない期間</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td>⑤登録情報に関する苦情を受け、調査中で</td> <td colspan="3">当該調査中の期間</td> </tr> </tbody> </table>		C I C	全国銀行個人信用情報センター	J I C C	①本人を特定するための情報（氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先、本人確認書類の記号番号等）	左記②から⑥までのいずれかの情報が登録されている期間			②本契約の申込みに係る事実（加盟個人信用情報機関への照会日、契約の種類等）	当該照会日から6か月間	当該照会日から1年を超えない期間	当該照会日から6か月以内	③本契約に係る事実（入会年月日、利用可能枠、貸付残高、割賦残高、年間請求予定額等の本契約の内容及び支払い状況を延滞した事実等）	契約期間中及び契約終了日（完済していない場合は完済日）から5年以内	契約期間中及び契約終了日（完済していない場合は完済日）から5年を超えない期間	契約継続中及び契約終了日（完済していない場合は完済日）から5年以内	④官報において公開されている情報	—	破産手続開始決定等を受けた日から7年を超えない期間	—	⑤登録情報に関する苦情を受け、調査中で	当該調査中の期間		
	C I C	全国銀行個人信用情報センター	J I C C																																														
①氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、運転免許証等の番号、本人確認書類の記号番号等の本人情報	左記②から⑥までのいずれかの情報が登録されている期間																																																
②加盟個人信用情報機関を利用した日及び本規定に係る申込みの事実	当該利用日から6か月間	当該利用日から1年を超えない期間	当該利用日から6か月以内																																														
③入会年月日、利用可能枠、貸付残高、割賦残高、年間請求予定額等の本規定の内容及び債務の支払いを延滞した事実、完済等のその返済状況	契約期間中及び契約終了日（完済していない場合は完済日）から5年以内	契約期間中及び契約終了日（完済していない場合は完済日）から5年を超えない期間	契約継続中及び契約終了日（完済していない場合は完済日）から5年以内																																														
④官報において公開されている情報	—	破産手続開始決定等を受けた日から7年を超えない期間	—																																														
⑤登録情報に関する苦情を受け、調査中で	当該調査中の期間																																																
	C I C	全国銀行個人信用情報センター	J I C C																																														
①本人を特定するための情報（氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先、本人確認書類の記号番号等）	左記②から⑥までのいずれかの情報が登録されている期間																																																
②本契約の申込みに係る事実（加盟個人信用情報機関への照会日、契約の種類等）	当該照会日から6か月間	当該照会日から1年を超えない期間	当該照会日から6か月以内																																														
③本契約に係る事実（入会年月日、利用可能枠、貸付残高、割賦残高、年間請求予定額等の本契約の内容及び支払い状況を延滞した事実等）	契約期間中及び契約終了日（完済していない場合は完済日）から5年以内	契約期間中及び契約終了日（完済していない場合は完済日）から5年を超えない期間	契約継続中及び契約終了日（完済していない場合は完済日）から5年以内																																														
④官報において公開されている情報	—	破産手続開始決定等を受けた日から7年を超えない期間	—																																														
⑤登録情報に関する苦情を受け、調査中で	当該調査中の期間																																																

**JP BANK JCB カード会員規定の新旧対照表  
(2026年3月31日改定)**

現行規定				改定案			
ある旨				ある旨			
⑥本人確認資料の紛失、盗難等の本人申告情報	登録日から5年以内	本人申告のあった日から5年を超えない期間	登録日から5年以内	⑥本人確認資料の紛失、盗難等の本人申告情報	登録日から5年以内	本人申告のあった日から5年を超えない期間	登録日から5年以内
※ (略) ● (略)				※ (同左) ● (同左)			
ショッピングリボ払いのご案内				ショッピングリボ払いのご案内			
1. 毎月のお支払い元金 (表・略) <u>* ゴールド会員の方は1万円以上1千円単位となります。</u>				1. 毎月のお支払い元金 (表・同左) <u>* 2026年4月3日より、ご指定の金額は1千円以上1千円単位に変更します。なお、ゴールド会員の方は、2026年4月2日までは1万円以上1千円単位となります。</u>			
※ (略) ※ 指定する欄がない、若しくは指定いただいていない場合はお切り替え前の設定元金が引き継がれます。 ※ (略)				※ (同左) ※ <u>新カードへお切り替えの場合に</u> 、指定する欄がない、若しくは指定いただいていない場合はお切り替え前の設定元金が引き継がれます。 ※ (同左)			
2. 手数料率 <u>実質年率15.00%</u>				2. 手数料率			
				2026年10月1日ご利用分から(※1)		実質年率18.00%	
				2026年9月30日ご利用分まで		実質年率15.00%	
				<u>(※1) 利率改定は2026年10月1日を目途としておりますが、その日よりも後の日となる可能性があります。詳細の日付は別途ホームページ(<a href="https://www.jcb.co.jp/release/oshirase_payment.html">https://www.jcb.co.jp/release/oshirase_payment.html</a>)で公表します。</u>			
[初回のご請求] (略) [2回目以降のご請求] (略)				[初回のご請求] (同左) [2回目以降のご請求] (同左)			
3. お支払い例 ・ 定額コース1万円、6月30日に7万円をご利用の場合				3. お支払い例 ・ 定額コース1万円、6月30日に7万円をご利用の場合			
(1) 8月10日のお支払い				(1) 8月10日のお支払い			
① お支払い元金 10,000円				① お支払い元金 10,000円			
② 手数料 <u>747円</u> (7万円×15.00%×26日÷365日)				② 手数料 <u>897円</u> (7万円×18.00%×26日÷365日)			
③ 8月10日の弁済金 <u>10,747円</u> (①+②)				③ 8月10日の弁済金 <u>10,897円</u> (①+②)			
(2) 9月10日のお支払い				(2) 9月10日のお支払い			
① お支払い元金 10,000円				① お支払い元金 10,000円			
② 手数料 <u>764円</u> (6万円×15.00%×31日÷365日)				② 手数料 <u>917円</u> (6万円×18.00%×31日÷365日)			
③ 9月10日の弁済金 <u>10,764円</u> (①+②)				③ 9月10日の弁済金 <u>10,917円</u> (①+②)			
ショッピング分割払いのご案内				ショッピング分割払いのご案内			
1. 手数料率 <u>実質年率15.00% [月利1.25%]</u>				1. 手数料率			
				2026年10月1日ご利用分から(※1)		実質年率18.00% [月利1.50%]	
				2026年9月30日ご利用分まで		実質年率15.00% [月利1.25%] (※2)	
				<u>(※1) 利率改定は2026年10月1日を目途としておりますが、その日よりも後の日となる可能性があります。詳細の日付は別途ホームページ(<a href="https://www.jcb.co.jp/release/oshirase_payment.html">https://www.jcb.co.jp/release/oshirase_payment.html</a>)で公表します。</u>			
				<u>(※2) お客さまに適用される手数料率は、カードお届け時の「カード発行のご案内」に記載されます。</u>			
2. 支払回数表				2. 支払回数表			
支払回数	3回	<u>5回</u>	<u>6回</u>	<u>10回</u>	<u>12回</u>		
支払期間	3か月	<u>5か月</u>	<u>6か月</u>	<u>10か月</u>	<u>12か月</u>		
割賦係数	<u>2.51%</u>	<u>3.78%</u>	<u>4.42%</u>	<u>7.00%</u>	<u>8.31%</u>		
(ショッピング利用代金 10,000円あたりの)	<u>251円</u>	<u>378円</u>	<u>442円</u>	<u>700円</u>	<u>831円</u>		
						支払回数	3回
						支払期間	3か月
						割賦係数	3.01%
						ショッピング利用代金 10,000円あたりの	301円
							843円
							1,002円
							1,485円
							1,982円

**JP BANK JCB カード会員規定の新旧対照表  
(2026年3月31日改定)**

現行規定					改定案				
分割払手数料の額					分割払手数料の額				
支払回数	15回	18回	20回	24回	支払回数	30回	36回	48回	60回
支払期間	15か月	18か月	20か月	24か月	支払期間	30か月	36か月	48か月	60か月
割賦係数	10.29%	12.29%	13.64%	16.37%	割賦係数	24.92%	30.15%	41.00%	52.36%
(ショッピング利用代金 10,000円あたりの 分割払手数料の 額)	1,029円	1,229円	1,364円	1,637円	ショッピング利用 代金 10,000円あたりの 分割払手数料の額	2,492円	3,015円	4,100円	5,236円
※ 加盟店により、上記以外の支払回数をご指定いただける場合があります。					※ 加盟店により、上記以外の支払回数をご指定いただける場合があります。				
3. お支払い例					3. お支払い例				
6月30日に現金販売価格10万円の商品を10回払いでご購入の場合					6月30日に現金販売価格10万円の商品を10回払いでご購入の場合				
A. 上表に基づく手数料総額					A. 上表に基づく手数料総額				
100,000円 × 7.00% = 7,000円					100,000円 × 8.43% = 8,430円				
B. 上表に基づく支払総額					B. 上表に基づく支払総額				
100,000円 + 7,000円 = 107,000円※1					100,000円 + 8,430円 = 108,430円※1				
C. 毎月の支払額					C. 毎月の支払額				
107,000円 ÷ 10回 = 10,700円※2					108,430円 ÷ 10回 = 10,843円※2				
(ただし、初回10,518円※3、最終回10,699円※4)					(ただし、初回10,625円※3、最終回10,842円※4)				
D. 分割支払金合計額					D. 分割支払金合計額				
10,518円 (初回) + 10,700円 × 8 (第2回～第9回) + 10,699円 (最終回) = 106,817円					10,625円 (初回) + 10,843円 × 8 (第2回～第9回) + 10,842円 (最終回) = 108,211円				
※1 (略)					※1 (同左)				
※2 (略)					※2 (同左)				
※3 初回支払額は上記「C. 毎月の支払額」から月利で求めた手数料を引いた金額を支払元金とし、それに日割計算で求めた手数料を加えた金額となります。					※3 初回支払額は上記「C. 毎月の支払額」から月利で求めた手数料を引いた金額を支払元金とし、それに日割計算で求めた手数料を加えた金額となります。				
月利計算の手数料 100,000円 × 1.25% = 1,250円					月利計算の手数料 100,000円 × 1.50% = 1,500円				
初回支払元金 10,700円 - 1,250円 = 9,450円					初回支払元金 10,843円 - 1,500円 = 9,343円				
日割計算の手数料 100,000円 × 15.00% × 26日 ÷ 365日 = 1,068円 (ご利用金額 × 実質年率 × 日数 (締切日の翌日より翌月10日まで) ÷ 365日)					日割計算の手数料 100,000円 × 18.00% × 26日 ÷ 365日 = 1,282円 (ご利用金額 × 実質年率 × 日数 (締切日の翌日より翌月10日まで) ÷ 365日)				
初回支払額 9,450円 + 1,068円 = 10,518円					初回支払額 9,343円 + 1,282円 = 10,625円				
※4 最終回の支払額は、最終回の分割支払元金 (現金販売価格からお支払済分割支払元金 (初回から第9回まで) の合計を差し引いた金額) と手数料の合計となります。					※4 最終回の支払額は、最終回の分割支払元金 (現金販売価格からお支払済分割支払元金 (初回から第9回まで) の合計を差し引いた金額) と手数料の合計となります。				
第2回から第9回までの分割支払元金は、「C. 毎月の支払額」から月利で求めた手数料を引いた金額となります。					第2回から第9回までの分割支払元金は、「C. 毎月の支払額」から月利で求めた手数料を引いた金額となります。				
<例、第2回>					<例、第2回>				
初回支払残高 100,000円 - 9,450円 = 90,550円					初回支払残高 100,000円 - 9,343円 = 90,657円				
月利計算の手数料 90,550円 × 1.25% = 1,131円					月利計算の手数料 90,657円 × 1.50% = 1,359円				
第2回支払元金 10,700円 - 1,131円 = 9,569円					第2回支払元金 10,843円 - 1,359円 = 9,484円				
ショッピングスキップ払いのご案内 (略)					ショッピングスキップ払いのご案内 (同左)				
1. 手数料率					1. 手数料率				
実質年率15.00% [月利1.25%]					2026年10月1日ご利用分から 実質年率18.00% [月利1.50%] (※1)				
					2026年9月30日ご利用分まで 実質年率15.00% [月利1.25%] (※2)				
					(※1) 利率改定は2026年10月1日を目途としておりますが、その日より後の日となる可能性があります。詳細の日付は別途ホームページ ( <a href="https://www.jcb.co.jp/release/oshirase_payment.html">https://www.jcb.co.jp/release/oshirase_payment.html</a> ) で公表します。				
※ お客さまに適用される手数料率は、カードお届け時の「カード発行					(※2) お客さまに適用される手数料率は、カードお届け時の「カード発行				

## JP BANK JCB カード会員規定の新旧対照表 (2026年3月31日改定)

現行規定	改定案
<p>のご案内」に記載されます。</p> <p>2. お支払い例</p> <p>6月30日にショッピング1回払いにて1万円を利用し（8月10日お支払い分にて利用）、お支払い月を11月10日へ変更した場合</p> <p>&lt;11月10日のお支払い&gt;</p> <p>① お支払い元金 10,000円</p> <p>② 手数料 <b>375円</b> (1万円×3か月×(15.00%/12か月))</p> <p>③ 11月10日の支払額（支払総額） <b>10,375円</b> (①+②)</p>	<p>のご案内」に記載されます。</p> <p>2. お支払い例</p> <p>6月30日にショッピング1回払いにて1万円を利用し（8月10日お支払い分にて利用）、お支払い月を11月10日へ変更した場合</p> <p>&lt;11月10日のお支払い&gt;</p> <p>① お支払い元金 10,000円</p> <p>② 手数料 <b>450円</b> (1万円×3か月×(18.00%/12か月))</p> <p>③ 11月10日の支払額（支払総額） <b>10,450円</b> (①+②)</p>

### ■JP BANK JCB カード保証委託約款（株式会社ジェーシービー）（下線の部分は改定箇所）

現行規定	改定案
<p>第4条（求償権の範囲）</p> <p>保証会社が当行に対して保証債務を履行したときは、本会員は以下の各号に定める金員を保証会社に支払います。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3)前各号について、保証会社が当行に代位弁済した日の翌日から支払済みに至るまで年14.60%の割合（年365日の日割計算。うるう年は366日の日割計算。）による遅延損害金。</p> <p>ただし、第1号の金員のうちショッピング2回払い、ボーナス1回払い、ショッピングスキップ払い及び分割払元金（会員規定に基づき会員が分割払いを指定したショッピング利用代金をいいます。）に係る代位弁済金に対する遅延損害金については、分割払元金に対し法定利率（年365日の日割計算。うるう年は366日の日割計算。）を乗じた額を超えない金額とします。</p> <p>(4) (略)</p>	<p>第4条（求償権の範囲）</p> <p>保証会社が当行に対して保証債務を履行したときは、本会員は以下の各号に定める金員を保証会社に支払います。</p> <p>(1)～(2) (同左)</p> <p>(3)前各号について、保証会社が当行に代位弁済した日の翌日から支払済みに至るまで年14.60%の割合（年365日の日割計算。うるう年は366日の日割計算。）による遅延損害金</p> <p>ただし、第1号の金員のうちショッピング2回払い、ボーナス1回払い、ショッピングスキップ払い及び分割払元金（会員規定に基づき会員が分割払いを指定したショッピング利用代金をいいます。）に係る代位弁済金に対する遅延損害金については、分割払元金に対し法定利率（年365日の日割計算。うるう年は366日の日割計算。）を乗じた額を超えない金額とします。</p> <p>(4) (同左)</p>
<p>第5条（事前求償等）</p> <p>会員が、次のいずれかに該当する場合は、保証会社は<b>本約款</b>第3条の保証債務履行の前に求償権を行使することができるものとします。</p> <p>(1)～(8) (略)</p>	<p>第5条（事前求償等）</p> <p>会員が、次のいずれかに該当する場合は、保証会社は第3条の保証債務履行の前に求償権を行使することができるものとします。</p> <p>(1)～(8) (同左)</p>
<p>第8条（届出事項）</p> <p>1. 会員が保証会社に届け出た氏名、住所、電話番号（<b>連絡先</b>）、勤務先、職業、カード利用目的、お支払い口座等に変更が<b>生じた</b>場合は、遅滞なく保証会社に届け出るものとします。なお、本項に関する届け出を当行に行った場合は、当該届け出内容は両社が共有するものとします。</p> <p>2. 前項の変更届出がなされていない場合といえども、保証会社は、それぞれ適法かつ適正な方法により取得した個人情報その他の情報により、届出事項に変更があると合理的に判断したときは、当該変更内容に係る前項の変更届出があったものとして取り扱うことがあります。また、会員は、保証会社が届出事項の変更の有無の確認を求めた場合には、これに従うものとします。</p> <p>3. 第1項の届出がないために、保証会社からの通知または送付書類その他のものが延着し、または到着しなかった場合<b>には</b>、通常到着すべきときに<b>会員に</b>到着したものとみなします。ただし、前項の変更の届出を行わなかったことについて、会員にやむをえない事情がある場合にはこの限りではありません。</p>	<p>第8条（届出事項<b>の変更</b>）</p> <p>1. 会員が保証会社に届け出た氏名、住所、電話番号、勤務先、職業、カードの<b>利用目的</b>、お支払い口座、<b>暗証番号</b>、<b>家族会員</b>、<b>国籍</b>、<b>在留情報</b>（<b>会員が外国人である場合の在留資格、在留期間等をいいます。</b>）、<b>Eメールアドレス等</b>（以下「届出事項」といいます。）について変更が<b>あった場合には、所定の方法により遅滞なく保証会社に届け出なければなりません。また、保証会社が会員に対して、会員の届出内容（変更に関する内容を含みます。）を証する資料の提出を求めた場合には、会員はこれを提出しなければなりません。</b>なお、本項に関する届け出を当行に行った場合は、当該届け出内容は両社が共有するものとします。</p> <p>2. 前項の変更届出がなされていない場合といえども、保証会社は、それぞれ適法かつ適正な方法により取得した個人情報その他の情報により、届出事項に変更があると合理的に判断したときは、当該変更内容に係る前項の変更届出があったものとして取り扱うことがあります。<b>なお、会員は、保証会社の当該取り扱いにつき異議を述べないものとします。</b>また、会員は、保証会社が届出事項の変更の有無の確認を求めた場合には、これに従うものとします。</p> <p>3. 第1項の届<b>け</b>出がないために、保証会社からの通知または送付書類その他のものが延着または到着しなかった場合<b>といえども</b>、通常到着すべきときに到着したものとみなします。ただし、前項の変更の届出を行わなかったことについて、会員にやむをえない事情がある場合にはこの限りではありません。</p>
<p>第8条の2（反社会的勢力の排除）</p> <p>1. <b>本会員及び本会員として</b>入会を申し込まれた方（以下併せて「<b>本会員等</b>」といいます。）は、暴力団、暴力団員及び暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業に属する者、総会屋等、</p>	<p>第8条の2（反社会的勢力の排除）</p> <p>1. 会員及び入会を申し込まれた方（以下併せて「<b>会員等</b>」といいます。）は、暴力団、暴力団員及び暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業に属する者、総会屋等、社会運動</p>

**JP BANK JCB カード会員規定の新旧対照表**  
(2026年3月31日改定)

現行規定	改定案
<p>社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、テロリスト等、日本政府または外国政府が経済制裁の対象として指定する者（以下、上記の9者を総称して「暴力団員等」といいます。）、暴力団員等の共生者、その他これらに準ずる者のいずれにも該当しないこと、かつ将来にわたっても該当しないこと、及び自らまたは第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為、風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて両社の信用を毀損し、または両社の業務を妨害する行為、その他これらに準ずる行為を行わないことを確約するものとします。</p> <p>2 (略)</p> <p>3. 前項の規定の適用により、<u>会員及び入会を申し込まれた方（以下併せて「会員等」といいます。）</u>に損害等が生じた場合でも、会員等は当該損害等について両社に請求をしないものとします。</p> <p>4 (略)</p>	<p>等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、テロリスト等、日本政府または外国政府が経済制裁の対象として指定する者（以下、上記の9者を総称して「暴力団員等」といいます。）、暴力団員等の共生者、その他これらに準ずる者のいずれにも該当しないこと、かつ将来にわたっても該当しないこと、及び自らまたは第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為、風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて両社の信用を毀損し、または両社の業務を妨害する行為、その他これらに準ずる行為を行わないことを確約するものとします。</p> <p>2 (同左)</p> <p>3. 前項の規定の適用により、<u>会員等に損害等が生じた場合でも、会員等は当該損害等について両社に請求をしないものとします。</u></p> <p>4 (同左)</p>
<p>第9条（個人情報の収集、保有、利用、預託）</p> <p>1. 会員等は、保証会社が会員等の個人情報（本項(1)に定めるものをいいます。）につき必要な保護措置を行ったうえで以下のとおり取り扱うことに同意します。</p> <p>(1) (略)</p> <p>①～④ (略)</p> <p>⑤犯罪による収益の移転防止に関する法律で定める本人確認書類等の記載事項または会員等が<u>保証会社</u>に提出した収入証明書類等の記載事項。</p> <p>⑥～⑦ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>第9条（個人情報の収集、保有、利用、預託）</p> <p>1. 会員等は、保証会社が会員等の個人情報（本項(1)に定めるものをいいます。）につき必要な保護措置を行ったうえで以下のとおり取り扱うことに同意します。</p> <p>(1) (略)</p> <p>①～④ (略)</p> <p>⑤犯罪による収益の移転防止に関する法律で定める本人確認書類等の記載事項または会員等が<u>当行</u>に提出した収入証明書類等の記載事項。</p> <p>⑥～⑦ (略)</p> <p>(2) (同左)</p> <p>2 (同左)</p>
<p>第10条（個人信用情報機関の利用及び登録）</p> <p>1. 本会員等は、保証会社が利用・登録する個人信用情報機関（個人の支払能力に関する情報の収集及び当該機関に加入する貸金業者<u>その他与信事業者等</u>・包括信用購入あっせん業者等（以下「<u>加盟会員</u>」）といいますが）に対する当該情報の提供を業とするもの<u>。</u>について以下の<u>とおり</u>同意します。</p> <p>(1) 保証会社が<u>自己の与信取引上の判断（返済能力または転居先の調査をいいます。ただし、割賦販売法及び貸金業法等により、返済能力に関する情報については返済能力の調査の目的に限り、）</u>のために<u>それぞれが加盟する個人信用情報機関（以下「加盟個人信用情報機関」といいます。）及び当該機関と提携する個人信用情報機関（以下「提携個人信用情報機関」といいます。）に照会し、本会員等の個人情報（官報等において公開されている情報、当該各機関によって登録された不渡情報、登録された情報に関し本人から苦情を受け調査中である旨の情報、及び本人確認資料の紛失・盗難等にかかり本人から申告された情報など、加盟個人信用情報機関及び提携個人信用情報機関のそれぞれが独自に収集・登録した情報を含みます。以下本条において同じ。）が登録されている場合はこれを利用すること。</u></p> <p>(2) <u>加盟個人信用情報機関に、本会員等の本約款に関する客観的な取引事実に基づく個人情報及び当該機関が独自に収集した情報が本約款末尾の「登録情報及び登録期間」表に定める期間登録されることで、当該機関及び提携個人信用情報機関の加盟会員に、これらの登録に係る情報が提供され、自己の与信取引上の判断（本会員等の支払能力の調査または転居先の調査をいいます。ただし、割賦販売法及び貸金業法等により、支払能力に関する情報については支払能力の調査の目的に限り、）のためにこれを利用されること。</u></p>	<p>第10条（個人信用情報機関が保有する信用情報の利用及び個人信用情報機関への信用情報の提供等）</p> <p>1. <u>本会員及び本会員として入会を申し込まれた方（以下併せて「本会員等」という。）</u>は、保証会社が利用・登録する個人信用情報機関（個人の支払能力・返済能力に関する情報の収集及び当該機関に加入する<u>金融機関</u>・貸金業者・包括信用購入あっせん業者等（以下「<u>加盟事業者</u>」）といいますが）に対する当該情報の提供を業とするもの<u>をいいます。以下同じ。）が保有する信用情報の利用および個人信用情報機関への信用情報の提供等</u>について以下の<u>ことに</u>同意します。</p> <p>(1) 保証会社が<u>本会員等の本人を特定するための情報（氏名、生年月日、電話番号、本人確認書類の記号番号等、住所等）を、保証会社が加盟する個人信用情報機関（以下「加盟個人信用情報機関」といいます。）及び当該機関と提携する個人信用情報機関（以下「提携個人信用情報機関」といいます。）に提供し、本会員等に関する信用情報（(4)①に定める情報をいいます。以下同じ。）をこれらの個人信用情報機関に照会すること。</u></p> <p>(2) <u>(1)の照会により、これらの個人信用情報機関に本会員等及び本会員等の配偶者の信用情報が登録されている場合は、当該信用情報の提供を受け、本会員等の支払能力・返済能力の調査のために利用すること。</u></p>

**JP BANK JCB カード会員規定の新旧対照表**  
(2026年3月31日改定)

現行規定	改定案
<p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(3) 前号により加盟個人信用情報機関に登録されている個人情報について、個人情報の正確性及び最新性の維持、苦情処理、<u>加盟会員</u>に対する規制遵守状況のモニタリング等加盟個人信用情報機関における個人情報の保護と適正な利用確保のために必要な範囲において、加盟個人信用情報機関及び当該機関の<u>加盟会員</u>が個人情報を相互に提供し、利用すること。</p> <p>2. 加盟個人信用情報機関及び提携個人信用情報機関は、本約款末尾に記載の個人信用情報機関とし、<u>各加盟個人信用情報機関に登録する情報は本約款末尾の「登録情報及び登録期間」表に定める事実とします。</u>なお、<u>当行または保証会社</u>が新たに個人信用情報機関に加盟する場合は、書面その他の方法により通知のうえ同意を得るものとします。</p>	<p><u>(3)保証会社が本会員等の本契約に関する信用情報である個人情報（本約款末尾の「登録情報及び登録期間」表（以下「登録情報・期間表」といいます。）に列挙する情報等をいいます。）を、加盟個人信用情報機関に提供すること。なお、当該個人情報は、加盟個人信用情報機関に登録され、同表に定める期間保存されて、(4)に定めるとおり利用されます。</u></p> <p><u>(4)加盟個人信用情報機関が、当該機関及び提携個人信用情報機関の加盟事業者による取引上の判断のために、保有する信用情報を以下のとおり利用すること、及び加盟事業者に提供すること。</u></p> <p><u>①加盟個人信用情報機関は下記の信用情報（登録情報・期間表に列挙される情報を含みます。）を保有します。</u></p> <p><u>ア.(3)により、保証会社を含め、加盟事業者から提供を受けた情報</u> <u>イ.加盟個人信用情報機関が収集した上記ア以外の情報</u> <u>ウ.加盟個人信用情報機関が、保有する信用情報に分析等の処理を行い算出した数値等の情報、及びその関連情報</u></p> <p><u>②加盟個人信用情報機関は、保有する①の信用情報を以下の目的で利用します。</u></p> <p><u>ア.信用情報の確認、調査、名寄せ・合算、その他自己の業務を適切に実施するための処理</u> <u>イ.信用情報の分析等の処理及びそれに基づく数値等の情報の算出</u> <u>ウ.③に基づく信用情報の提供</u></p> <p><u>③加盟個人信用情報機関は、①の信用情報を加盟事業者に提供します。また、加盟個人信用情報機関は、①の信用情報の一部を提携個人信用情報機関を通じて、その加盟事業者に提供します。加盟事業者は、自己の与信取引上の判断（顧客及び顧客の配偶者の支払能力・返済能力の調査または転居先の調査をいいます。ただし、割賦販売法または貸金業法に基づき加盟事業者が個人信用情報機関から提供を受ける情報については、支払能力・返済能力の調査の目的に限ります。）のために利用します。</u></p> <p>(5) 前号により加盟個人信用情報機関に登録されている個人情報について、個人情報の正確性及び最新性の維持、苦情処理、<u>加盟事業者</u>に対する規制遵守状況のモニタリング等加盟個人信用情報機関における個人情報の保護と適正な利用確保のために必要な範囲において、加盟個人信用情報機関及び当該機関の<u>加盟事業者</u>が個人情報を相互に提供し、利用すること。</p> <p>2. 加盟個人信用情報機関及び提携個人信用情報機関は、本約款末尾に記載の個人信用情報機関と<u>します。</u>なお、<u>保証会社</u>が新たに個人信用情報機関に加盟する場合は、書面その他の方法により通知のうえ同意を得るものとします。</p>
<p>第11条（個人情報の開示、訂正、削除）</p> <p>1. 会員等は、<u>当行</u>、保証会社、加盟個人信用情報機関及び保証会社のカード取引システムに参加する保証会社の提携会社に対して、当該会社及び機関がそれぞれ保有する自己に関する個人情報を開示するよう請求することができます。なお、開示請求は以下に連絡するものとします。</p> <p>(1) <u>当行</u>、保証会社及び保証会社のカード取引システムに参加する保証会社の提携会社への開示請求：本約款末尾に記載の保証会社相談窓口へ</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>第11条（個人情報の開示、訂正、削除）</p> <p>1. 会員等は、保証会社、加盟個人信用情報機関及び保証会社のカード取引システムに参加する保証会社の提携会社に対して、当該会社及び機関がそれぞれ保有する自己に関する個人情報を開示するよう請求することができます。なお、開示請求は以下に連絡するものとします。</p> <p>(1) 保証会社及び保証会社のカード取引システムに参加する保証会社の提携会社への開示請求：本約款末尾に記載の保証会社相談窓口へ</p> <p>(2) (同左)</p> <p>2 (同左)</p>
<p><u>2025年2月28日時点</u></p> <p>※本約款の各条項に記載の法令は、当該条項の適用時点における最新の法令を指すものとします（改正により法令の名称、条文番号等に変更があった場合には、合理的に読み替えるものとします。）。</p>	<p><u>2026年3月31日時点</u></p> <p>※本約款の各条項に記載の法令は、当該条項の適用時点における最新の法令を指すものとします（改正により法令の名称、条文番号等に変更があった場合には、合理的に読み替えるものとします。）。</p>
<p>&lt;加盟個人信用情報機関等&gt;</p> <p>本約款に定める加盟個人信用情報機関及び提携個人信用情報機関は以下のとおりです。</p>	<p>&lt;加盟個人信用情報機関等&gt;</p> <p>本約款に定める加盟個人信用情報機関及び提携個人信用情報機関は以下のとおりです。</p>

**JP BANK JCB カード会員規定の新旧対照表  
(2026年3月31日改定)**

現行規定	改定案																																																
<p>●株式会社シー・アイ・シー（C I C）（貸金業法・割賦販売法に基づく指定信用情報機関） 〒160-8375 東京都新宿区西新宿 1-23-7 新宿ファーストウエスト 15階 電話番号 0120-810-414 <a href="https://www.cic.co.jp/">https://www.cic.co.jp/</a></p> <p>●（略）</p> <p>●株式会社日本信用情報機構（J I C C）（貸金業法に基づく指定信用情報機関） 〒110-0014 東京都台東区北上野 1-10-14 住友不動産上野ビル5号館 電話番号 0570-055-955 <a href="https://www.jicc.co.jp/">https://www.jicc.co.jp/</a></p> <p>※各個人信用情報機関の加盟資格、加盟<b>会員</b>企業名、登録される情報項目等の詳細は上記の各社開設のホームページをご覧ください。</p>	<p>●株式会社シー・アイ・シー（C I C）（貸金業法・割賦販売法に基づく指定信用情報機関） 電話番号 0570-666-414 <a href="https://www.cic.co.jp/">https://www.cic.co.jp/</a></p> <p>●（同左）</p> <p>●株式会社日本信用情報機構（J I C C）（貸金業法に基づく指定信用情報機関） 電話番号 0570-055-955 <a href="https://www.jicc.co.jp/">https://www.jicc.co.jp/</a></p> <p>※各個人信用情報機関の加盟資格、加盟<b>事業者</b>企業名、登録される情報項目等の詳細は上記の各社開設のホームページをご覧ください。</p> <p><u>※保証会社の加盟個人信用情報機関は、上記の個人信用情報機関のうち、株式会社シー・アイ・シー（C I C）及び株式会社日本信用情報機構（J I C C）となります。</u></p>																																																
登録情報及び登録期間	登録情報及び登録期間																																																
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;"></th> <th style="width: 25%;">C I C</th> <th style="width: 25%;">全国銀行個人信用情報センター —</th> <th style="width: 35%;">J I C C</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、運転免許証等の番号、本人確認書類の記号番号等の本人情報</td> <td colspan="3">左記②から⑥までのいずれかの情報が登録されている期間</td> </tr> <tr> <td>②加盟個人信用情報機関を利用した日及び本規定に係る申込みの事実</td> <td>当該利用日から6か月間</td> <td>当該利用日から1年を超えない期間</td> <td>当該利用日から6か月以内</td> </tr> <tr> <td>③入会年月日、利用可能枠、貸付残高、割賦残高、年間請求予定額等の本規定の内容及び債務の支払いを延滞した事実、完済等のその返済状況</td> <td>契約期間中及び契約終了日（完済していない場合は完済日）から5年以内</td> <td>契約期間中及び契約終了日（完済していない場合は完済日）から5年を超えない期間</td> <td>契約継続中及び契約終了日（完済していない場合は完済日）から5年以内</td> </tr> <tr> <td>④官報において公開されている情報</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td>破産手続開始決定等を受けた日から7年を超えない期間</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td>⑤登録情報に関する苦情を受</td> <td colspan="3">当該調査中の期間</td> </tr> </tbody> </table>		C I C	全国銀行個人信用情報センター —	J I C C	①氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、運転免許証等の番号、本人確認書類の記号番号等の本人情報	左記②から⑥までのいずれかの情報が登録されている期間			②加盟個人信用情報機関を利用した日及び本規定に係る申込みの事実	当該利用日から6か月間	当該利用日から1年を超えない期間	当該利用日から6か月以内	③入会年月日、利用可能枠、貸付残高、割賦残高、年間請求予定額等の本規定の内容及び債務の支払いを延滞した事実、完済等のその返済状況	契約期間中及び契約終了日（完済していない場合は完済日）から5年以内	契約期間中及び契約終了日（完済していない場合は完済日）から5年を超えない期間	契約継続中及び契約終了日（完済していない場合は完済日）から5年以内	④官報において公開されている情報	—	破産手続開始決定等を受けた日から7年を超えない期間	—	⑤登録情報に関する苦情を受	当該調査中の期間			<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;"></th> <th style="width: 25%;">C I C</th> <th style="width: 25%;">全国銀行個人信用情報センター —</th> <th style="width: 35%;">J I C C</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①本人を特定するための情報（氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先、本人確認書類の記号番号等）</td> <td colspan="3">左記②から⑥までのいずれかの情報が登録されている期間</td> </tr> <tr> <td>②本契約の申込みに係る事実（加盟個人信用情報機関への照会日、契約の種類等）</td> <td>当該照会日から6か月間</td> <td>当該照会日から1年を超えない期間</td> <td>当該照会日から6か月以内</td> </tr> <tr> <td>③本契約に係る事実（入会年月日、利用可能枠、貸付残高、割賦残高、年間請求予定額等の本契約の内容及び支払い状況、債務の支払いを延滞した事実等）</td> <td>契約期間中及び契約終了日（完済していない場合は完済日）から5年以内</td> <td>契約期間中及び契約終了日（完済していない場合は完済日）から5年を超えない期間</td> <td>契約継続中及び契約終了日（完済していない場合は完済日）から5年以内</td> </tr> <tr> <td>④官報において公開されている情報</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td>破産手続開始決定等を受けた日から7年を超えない期間</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td>⑤登録情報に関する苦情を受</td> <td colspan="3">当該調査中の期間</td> </tr> </tbody> </table>		C I C	全国銀行個人信用情報センター —	J I C C	①本人を特定するための情報（氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先、本人確認書類の記号番号等）	左記②から⑥までのいずれかの情報が登録されている期間			②本契約の申込みに係る事実（加盟個人信用情報機関への照会日、契約の種類等）	当該照会日から6か月間	当該照会日から1年を超えない期間	当該照会日から6か月以内	③本契約に係る事実（入会年月日、利用可能枠、貸付残高、割賦残高、年間請求予定額等の本契約の内容及び支払い状況、債務の支払いを延滞した事実等）	契約期間中及び契約終了日（完済していない場合は完済日）から5年以内	契約期間中及び契約終了日（完済していない場合は完済日）から5年を超えない期間	契約継続中及び契約終了日（完済していない場合は完済日）から5年以内	④官報において公開されている情報	—	破産手続開始決定等を受けた日から7年を超えない期間	—	⑤登録情報に関する苦情を受	当該調査中の期間		
	C I C	全国銀行個人信用情報センター —	J I C C																																														
①氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、運転免許証等の番号、本人確認書類の記号番号等の本人情報	左記②から⑥までのいずれかの情報が登録されている期間																																																
②加盟個人信用情報機関を利用した日及び本規定に係る申込みの事実	当該利用日から6か月間	当該利用日から1年を超えない期間	当該利用日から6か月以内																																														
③入会年月日、利用可能枠、貸付残高、割賦残高、年間請求予定額等の本規定の内容及び債務の支払いを延滞した事実、完済等のその返済状況	契約期間中及び契約終了日（完済していない場合は完済日）から5年以内	契約期間中及び契約終了日（完済していない場合は完済日）から5年を超えない期間	契約継続中及び契約終了日（完済していない場合は完済日）から5年以内																																														
④官報において公開されている情報	—	破産手続開始決定等を受けた日から7年を超えない期間	—																																														
⑤登録情報に関する苦情を受	当該調査中の期間																																																
	C I C	全国銀行個人信用情報センター —	J I C C																																														
①本人を特定するための情報（氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先、本人確認書類の記号番号等）	左記②から⑥までのいずれかの情報が登録されている期間																																																
②本契約の申込みに係る事実（加盟個人信用情報機関への照会日、契約の種類等）	当該照会日から6か月間	当該照会日から1年を超えない期間	当該照会日から6か月以内																																														
③本契約に係る事実（入会年月日、利用可能枠、貸付残高、割賦残高、年間請求予定額等の本契約の内容及び支払い状況、債務の支払いを延滞した事実等）	契約期間中及び契約終了日（完済していない場合は完済日）から5年以内	契約期間中及び契約終了日（完済していない場合は完済日）から5年を超えない期間	契約継続中及び契約終了日（完済していない場合は完済日）から5年以内																																														
④官報において公開されている情報	—	破産手続開始決定等を受けた日から7年を超えない期間	—																																														
⑤登録情報に関する苦情を受	当該調査中の期間																																																

**JP BANK JCB カード会員規定の新旧対照表  
(2026年3月31日改定)**

現行規定				改定案			
け、調査中である旨				け、調査中である旨			
⑥本人確認資料の紛失、盗難等の本人申告情報	登録日から5年以内	本人申告のあった日から5年を超えない期間	登録日から5年以内	⑥本人確認資料の紛失、盗難等の本人申告情報	登録日から5年以内	本人申告のあった日から5年を超えない期間	登録日から5年以内
※ (略) ※ (略) ※ (略) ● (略)				※ (同左) ※ (同左) ※ (同左) ● (同左)			

■スマリボ特約 (下線の部分は改定箇所)

現行規定	改定案																												
<p>ショッピングリボ払いのご案内</p> <p>1. 毎月のお支払い元金 (表 (略))</p> <p><u>* ゴールド会員の方は1万円以上1千円単位となります。</u></p> <p>※ (略)</p> <p>※ 指定する欄がない、若しくは指定いただいていない場合はお切り替え前の設定元金が引き継がれます。</p> <p>※ スマリボに新規登録する場合は、残高スライドゆとりコース又は標準コースのみ選択可能です。</p> <p>2. 手数料率 <u>実質年率15.00%</u></p> <p>[初回のご請求] 実質年率×日数 (締切日の翌日より翌月の約定支払日まで) ÷365日</p> <p>[2回目以降のご請求] 実質年率×日数 (約定支払日の翌日より翌月の約定支払日まで) ÷365日</p> <p>3. お支払い例</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 定額コース 1万円、6月30日に7万円をご利用の場合</li> </ul> <p>(1) 8月10日のお支払い</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>① お支払い元金</td><td style="text-align: right;">10,000円</td></tr> <tr><td>② 手数料</td><td style="text-align: right;"><u>747円</u> (7万円×<u>15.00%</u>×26日÷365日)</td></tr> <tr><td>③ 8月10日の弁済金</td><td style="text-align: right;"><u>10,747円</u> (①+②)</td></tr> </table> <p>(2) 9月10日のお支払い</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>① お支払い元金</td><td style="text-align: right;">10,000円</td></tr> <tr><td>② 手数料</td><td style="text-align: right;"><u>764円</u> (6万円×<u>15.00%</u>×31日÷365日)</td></tr> <tr><td>③ 9月10日の弁済金</td><td style="text-align: right;"><u>10,764円</u> (①+②)</td></tr> </table>	① お支払い元金	10,000円	② 手数料	<u>747円</u> (7万円× <u>15.00%</u> ×26日÷365日)	③ 8月10日の弁済金	<u>10,747円</u> (①+②)	① お支払い元金	10,000円	② 手数料	<u>764円</u> (6万円× <u>15.00%</u> ×31日÷365日)	③ 9月10日の弁済金	<u>10,764円</u> (①+②)	<p>ショッピングリボ払いのご案内</p> <p>1. 毎月のお支払い元金 (表 (同左))</p> <p><u>* 2026年4月3日より、ご指定の金額は1千円以上1千円単位に変更します。なお、ゴールド会員の方は、2026年4月2日までは1万円以上1千円単位となります。</u></p> <p>※ (同左)</p> <p>※ <u>新カードへお切り替えの場合に</u>、指定する欄がない、若しくは指定いただいていない場合はお切り替え前の設定元金が引き継がれます。</p> <p>※ スマリボに新規登録する場合は、残高スライドゆとりコース又は標準コースのみ選択可能です。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 10px 0;"> <tr> <td style="padding: 2px;"><u>2026年10月1日ご利用分から (※1)</u></td> <td style="text-align: right; padding: 2px;"><u>実質年率18.00%</u></td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;"><u>2026年9月30日ご利用分まで</u></td> <td style="text-align: right; padding: 2px;"><u>実質年率15.00%</u></td> </tr> </table> <p><u>(※1) 利率改定は2026年10月1日を目途としておりますが、その日より後の日となる可能性があります。詳細の日付は別途ホームページ (<a href="https://www.jcb.co.jp/release/oshirase_payment.html">https://www.jcb.co.jp/release/oshirase_payment.html</a>) で公表します。</u></p> <p>[初回のご請求] 実質年率×日数 (締切日の翌日より翌月の約定支払日まで) ÷365日</p> <p>[2回目以降のご請求] 実質年率×日数 (約定支払日の翌日より翌月の約定支払日まで) ÷365日</p> <p>3. お支払い例</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 定額コース 1万円、6月30日に7万円をご利用の場合</li> </ul> <p>(1) 8月10日のお支払い</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>① お支払い元金</td><td style="text-align: right;">10,000円</td></tr> <tr><td>② 手数料</td><td style="text-align: right;"><u>897円</u> (7万円×<u>18.00%</u>×26日÷365日)</td></tr> <tr><td>③ 8月10日の弁済金</td><td style="text-align: right;"><u>10,897円</u> (①+②)</td></tr> </table> <p>(2) 9月10日のお支払い</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>① お支払い元金</td><td style="text-align: right;">10,000円</td></tr> <tr><td>② 手数料</td><td style="text-align: right;"><u>917円</u> (6万円×<u>18.00%</u>×31日÷365日)</td></tr> <tr><td>③ 9月10日の弁済金</td><td style="text-align: right;"><u>10,917円</u> (①+②)</td></tr> </table>	<u>2026年10月1日ご利用分から (※1)</u>	<u>実質年率18.00%</u>	<u>2026年9月30日ご利用分まで</u>	<u>実質年率15.00%</u>	① お支払い元金	10,000円	② 手数料	<u>897円</u> (7万円× <u>18.00%</u> ×26日÷365日)	③ 8月10日の弁済金	<u>10,897円</u> (①+②)	① お支払い元金	10,000円	② 手数料	<u>917円</u> (6万円× <u>18.00%</u> ×31日÷365日)	③ 9月10日の弁済金	<u>10,917円</u> (①+②)
① お支払い元金	10,000円																												
② 手数料	<u>747円</u> (7万円× <u>15.00%</u> ×26日÷365日)																												
③ 8月10日の弁済金	<u>10,747円</u> (①+②)																												
① お支払い元金	10,000円																												
② 手数料	<u>764円</u> (6万円× <u>15.00%</u> ×31日÷365日)																												
③ 9月10日の弁済金	<u>10,764円</u> (①+②)																												
<u>2026年10月1日ご利用分から (※1)</u>	<u>実質年率18.00%</u>																												
<u>2026年9月30日ご利用分まで</u>	<u>実質年率15.00%</u>																												
① お支払い元金	10,000円																												
② 手数料	<u>897円</u> (7万円× <u>18.00%</u> ×26日÷365日)																												
③ 8月10日の弁済金	<u>10,897円</u> (①+②)																												
① お支払い元金	10,000円																												
② 手数料	<u>917円</u> (6万円× <u>18.00%</u> ×31日÷365日)																												
③ 9月10日の弁済金	<u>10,917円</u> (①+②)																												

以上